

米津老人保健施設 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人米津会が開設する介護老人保健施設「米津老人保健施設」（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようになるとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。

3 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 米津老人保健施設

(2) 所在地 西尾市桜町4丁目31番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 1名以上

薬剤師 1名以上

看護職員 10名以上（常勤換算）

介護職員 25名以上（常勤換算）

支援相談員 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤換算）

管理栄養士又は栄養士 1名以上

介護支援専門員 1名以上

歯科衛生士 1名以上

従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。

(3) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

(入所者定員)

第5条 入所定員は100名とする。(多床室 96室、従来型個室 4名)

(1) 入所定員の内訳は以下とする。

2階定員 40名(認知症ケア加算棟)

3階定員 30名(一般棟)

4階定員 30名(一般棟)

認知症ケア加算棟の利用者は、認知症日常生活自立度判定基準Ⅲ、Ⅳ、又はMに該当し、医師が認知症ケア加算棟における処遇が適切と認めた場合に利用する。

(介護施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 機能訓練及びその他必要な医療

(3) 療養上の世話

(4) 健康チェック

(5) 退所時指導

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1. 居住費 380円(1日あたり) 多床室(96室)、1,668円(1日あたり) 従来型個室(4室)

2. 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用として、

日常生活費実費を徴収する。(別紙)

3. 食費 2,150円(1日あたり) 朝食450円、昼食830円、おやつ120円、夕食750円を徴収する。

4. 理美容代 実費

3. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4. 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人米津会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改定： 平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

改定： 平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

改定： 平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

改定： 平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改定： 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改定： 平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

改定： 平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

改定： 平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

改定： 平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

改定： 平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

改定： 令和 元年 7 月 1 日から施行する。

改定： 令和 元年 10 月 1 日から施行する。

改定：令和2年2月1日から施行する。

改定：令和3年7月1日から施行する。

改定：令和4年4月1日から施行する。

改定：令和6年4月1日から施行する。

改定：令和6年5月1日から施行する。